

提出日：平成28年4月25日

担当部・課：復興政策部復興政策課〔内線4215〕

建設部建築指導課〔内線5673〕

①件名																			
復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）の変更認定について																			
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）																			
<p><b>【背景】</b> 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された行政庁舎や工場、校舎等の使用期間の延長を可能とし、地域の社会基盤の復興に活用させるための特例措置を活用するに当たっては、復興推進計画を策定し、内閣総理大臣による認定が必要である。</p> <p><b>【目的】</b> 平成25年4月26日付け宮城第24号で認定された復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）について、対象建築物の活用事業期間の延長及び新規建築物を追加したもの。</p>																			
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																			
<p><b>【根拠法令】</b> 東日本大震災復興特別区域法</p> <p><b>【復興基本計画との整合性 復興基本計画の位置付け：有・無】</b> 第6章 施策の展開 3 震災復興特区制度の活用</p>																			
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																			
<p>平成25年4月26日 計画の認定（宮城第24号）</p> <p>平成26年3月14日から平成28年4月5日までに4回の変更を行った。</p>																			
⑤主な内容																			
<p>本市の応急仮設建築物のうち、仮設店舗等の3施設について、必要な建築物を再建するまでの間、活用事業期間を延長するとともに、新たに1施設について追加した。</p> <p>(1) 期間延長施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>施設名称</th> <th>変更後</th> <th>変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>牡鹿鮎川浜仮設店舗（鮎川地区）</td> <td>H26.2.20～H31.3.31</td> <td>H26.2.20～H29.2.19</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>株式会社ソーワダイレクト復興作業員等宿舎（千石町）</td> <td>H25.12.1～H30.3.31</td> <td>H25.12.1～H28.12.11</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>寺田倉庫株式会社作業員宿舎（湊地区）</td> <td>H26.2.15～H30.3.31</td> <td>H26.2.15～H29.2.14</td> </tr> </tbody> </table>				NO	施設名称	変更後	変更前	1	牡鹿鮎川浜仮設店舗（鮎川地区）	H26.2.20～H31.3.31	H26.2.20～H29.2.19	2	株式会社ソーワダイレクト復興作業員等宿舎（千石町）	H25.12.1～H30.3.31	H25.12.1～H28.12.11	3	寺田倉庫株式会社作業員宿舎（湊地区）	H26.2.15～H30.3.31	H26.2.15～H29.2.14
NO	施設名称	変更後	変更前																
1	牡鹿鮎川浜仮設店舗（鮎川地区）	H26.2.20～H31.3.31	H26.2.20～H29.2.19																
2	株式会社ソーワダイレクト復興作業員等宿舎（千石町）	H25.12.1～H30.3.31	H25.12.1～H28.12.11																
3	寺田倉庫株式会社作業員宿舎（湊地区）	H26.2.15～H30.3.31	H26.2.15～H29.2.14																

(2) 新規追加施設

1	施設名称	株式会社森本組淀川護岸作業所寄宿舍
	実施主体	株式会社森本組東北支店
	用途	宿泊施設
	所在地	宮城県石巻市大原浜町裡 4-1 の一部
	建築基準法による許可期間	H26.4.10～H28.4.9
	応急仮設建築物活用事業の期間	H28.4.10～H30.3.31

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

- ・市民への影響  
市民生活に必要なサービスの機能が維持されるとともに、引き続き、事業等の再開に向けた取組が可能となる。
- ・市行財政の効果  
市の財政負担は生じない。

⑦他の自治体の政策との比較検討

宮城県内において、本特例に関する復興推進計画の認定を受けている自治体

申請主体		認定日等
宮城県	【共同申請】	
	宮城県・気仙沼市・名取市・多賀城市・東松島市・大崎市・亘理町・山元町・七ヶ浜町・女川町・南三陸町	25.4.12（宮城第21号） 25.9.13 変更認定 27.1.23 変更認定
	単独申請	塩竈市（特定行政庁） 25.9.13（宮城第26号）
	単独申請	仙台市（特定行政庁） 26.1.31（宮城第33号）

※本市は特定行政庁であるとともに対象施設が多いことから、変更申請の都度、自治体間の調整等が必要となる共同申請ではなく、単独申請により対応している。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

対象施設の実施主体に対して、存続期間延長の変更認定について周知する。

⑨その他